

## 建設業退職金共済制度の運用に係るQ & A

(作成日：令和5年5月1日時点)

Q 1 建退共制度の運用の変更点は。

---

A 1

### 【変更前】

建退共証紙の購入証明書を請負契約締結時に発注機関の契約担当者へ提出

### 【変更後】

・「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」を請負契約締結時に発注機関の契約担当者へ提出

※建退共以外の退職金制度等に加入している方は、その制度等の加入が確認できる資料も提出してください。

・契約額の増額変更等により、追加購入した場合も提出

Q 2 これまでの運用から拡充となった点は。

---

A 2

### 【変更前】

建設業退職金共済制度のみ可（当初契約時に新たに建退共証紙を購入）

### 【変更後】

次の退職金制度を可とします。

① 建設業退職金共済制度

→他工事等で購入し、自社で保管している証紙を当初証紙購入時に充当することが可能。その他これまでの運用に変更なし

② 中小企業退職金共済制度

③ 自社の退職金制度

④ ①又は②以外の退職金制度

Q 3 建退共制度以外で提出を行った場合の発注機関への提出資料は。

---

A 3

次の①から④においては、該当する書類の写し等を提出すること

①自社の退職金制度の場合は、「就業規則等」

②中小企業退職金共済制度の場合は、「中小企業退職金共済制度加入証明書」

③特定退職金共済制度の場合は、「特定退職金共済制度被共済者証等」

④その他の退職金制度の場合は、「加入が確認できる上記と同等の資料」

Q 4 他の工事で購入し、自社で保管している建退共証紙を当初契約時に使いたいが、「建設業退職金共済制度 掛金収納書届出書」にどのように記載すればよいか。

---

A 4

県が指定する購入額に対して、手持ちの証紙額を充当し、足りない分を新規で購入してください。

手持ち分を充当した結果、まだ手持ちが残っている方は、「建設業退職金共済制度掛金収納書届出書」にその金額を記載してください。

Q 5 自社の退職金制度があれば、建退共の証紙を購入する必要はないか。

---

A 5

自社の従業員分の建退共の証紙を購入する必要はありませんが、下請業者等、現場で働くすべての者に対して、退職金制度の加入状況を確認するとともに、必要となる分の証紙を購入いただき、現物交付してください。

Q 6 今回の運用の変更に伴い、工事完成時に発注者に提出している様式に変更はあるか。

---

A 6

これまで、工事完成時に提出をいただいていた

「建設業退職金共済証紙現物交付報告書」

「建設業退職金共済証紙貼付報告書」

「建設業退職金共済証紙貼付内訳書」

の様式に変更はありません。